

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成 2 8 年 2 月 1 2 日 (金)

杉 並 区 議 会

目 次

議員提出議案について

(1) 杉並区議会情報公開条例の一部を改正する条例	3
(2) 杉並区議会会議規則の一部を改正する規則	3
(3) 杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正 する条例	5
会議の傍聴について	6

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成28年2月12日(金)		午後5時16分～午後5時59分	
場 所	第2委員会室			
出席理事 (7名)	理事	井口 かつ子	理事	脇坂 たつや
	理事	渡辺 富士雄	理事	増田 裕一
	理事	原田 あきら	理事	佐々木 浩
	理事	そね 文子		
欠席理事				
理事以外の 出席議員	議長	はなし 俊郎	副議長	横山 えみ
出席理事者				
事務局職員	事務局長	本橋 正敏	事務局次長	植田 敏郎
	議事係長	野澤 雅己	庶務係長	本島 健治
	庶務係主査	川原 広	調査係長	福羅 克巳
	議会法務係 担当係長	杉原 正朗	担当書記	太刀川 修

(午後 5時16分 開会)

井口理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

《議員提出議案について》

(1) 杉並区議会情報公開条例の一部を改正する条例

(2) 杉並区議会会議規則の一部を改正する規則

井口理事 初めに、議員提出議案について、まずは行政不服審査法の全部改正に伴う対応について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 行政不服審査法が全部改正されたことに伴い、杉並区議会情報公開条例及び杉並区議会会議規則について、所要の規定整備を図る必要があるために行うものである。

まず、資料1、杉並区議会情報公開条例をごらんいただきたい。1枚おめくりいただき、左側下線部「審理員による審理手続に関する規定の適用除外」について、第14条の2として新設するものである。

行政不服審査法の改正により、原則として処分に関する手続に関与していない職員の中から審理員を指名することとされているが、条例に基づく処分について、条例に特別の定めがある場合については、審理員の指名を要しないとされているところである。

杉並区議会情報公開条例に基づく処分について、杉並区議会情報公開推進委員会において実質的な審理が行われており、制度上、審理手続の客観性、公正性が担保されていることから、本規定を適用除外とするものである。

続いて、第15条から第17条については、不服申し立ての手続が審査請求に一元化されたことに伴い、「不服申し立て」という文言を「審査請求」に改め、「決定」という文言を「裁決」に改めるなど、文言の修正を行うものである。

施行期日は平成28年4月1日。なお、附則第2項において、必要な経過措置を定めることとする。

続いて、資料2、杉並区議会会議規則をごらんいただきたい。行政不服審査法が全部改正され、法律番号が変更されたため、別表第2、情報公開推進委員会の項中、法律番号を引用している部分を改めるものである。

また、不服申し立ての手続が審査請求に一元化されたことに伴い、「不服申し立て」という文言を「審査請求」に改めることとする。

施行期日は、平成28年4月1日である。

以上である。

井口理事 ただいまの説明について何かあるか。

原田理事 この後の流れをちょっともう一回確認したい。この後、提出議案になる流れ。

脇坂理事 それはこれからやるから。

原田理事 どちら辺で意見を言えばいいのかわからなくて。では、ちょっと進めてもらって。

井口理事 それでは、この件については議員提出議案として提出したいと思うが、よろしいか。

原田理事 我が会派は提出議員になるところなのだが、ただし、法の理念からすると、第三者を審理員というか、情報公開推進委員会のメンバーに入れていく、もしくは都議会のように我々の推進委員会の決定を第三者、専門家に仰ぐとか、そういうことで、法の理念からすればやらなくてはいけないことなので、その点今後検討課題として、提案者になっていきたいと思う。

井口理事 ほかにないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

井口理事 それでは、この件は、議員提出議案第1号及び第2号として、第1回区議会定例会に提出することとし、2月17日水曜日の議会運営委員会でも説明する。

なお、本議案の付託先は議会運営委員会になる。

提案者は議運全員でよろしいか。

原田理事 うち提案者にならせていただくのだが、ただ、ちょっと割と重たい条例改正だと私たちは捉えていて、先ほど述べたような理由をもって提案者になるということは、議運でもちょっと意見を言わせてもらいたいということをお皆さんに了承いただきたいと思う。要は、本会議の提案説明のときに、こういう立場の人もいますよという一文が載るとというのが、我々が提案者になるためにはちょっと必要だということである。

佐々木理事 それは前提条件ということか。

原田理事 できれば、である。

井口理事 それを条件でないと、提案者になれないということか。

佐々木理事 議運の井口委員長に一任ということになるが。

原田理事 それは一任。それは理想形で、議運の議事録に載れば大丈夫である。

井口理事 もう一度繰り返す。議運の議事録に載れば共産党さんはいいということですね。

脇坂理事 ただ、議運は17日の朝にある。その場で言いたいということではないのか。付託するときに、この条件で付託しますと言いたいんでしょう。25日は別に発言しなくたっていいわけですね。

原田理事 それでもいい。

渡辺理事 議長が付託するわけだから。

井口理事 付託だから、25日になるのではないか。

佐々木理事 決定するのは25日。

議長 議運の議事録に載せたいのだから、25日でいいだろう。

増田理事 これは、17日の段階で、委員全員が提案者になるということを決めるんですよ。ということは、その時点で言わなければだめだと思う。

原田理事 それでいい。おっしゃるとおり。

そね理事 うちの会派からも、やはり将来の検討課題では第三者を入れるべきという意見があるので、私たちのところも、今回提案者になることはオーケーなのだが、17日に言わせていただきたいと思う。

井口理事 では、17日でいいですね。

(3) 杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

井口理事 続いて、杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正案について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 前回の理事会で、議員報酬について、月の途中で死亡した場合、その日まで日割り支給とするように改正すべきとの意見があった。全会派で意見が一致し、事務局で改正案を作成することになっていたもので、資料3のとおり作成をしたものである。

資料3をごらんいただきたい。杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例である。1枚おめくりいただき、新旧対照表をごらんいただきたい。

現在、議員報酬は、第3条第2項の規定により、任期満了、辞職、失職、除名または議会の解散によりその職を離れたときはその日まで支給することとされているが、月の途中で死亡したときは、その日の属する月の末日まで支給することとされている。この規則を改め、死亡時についても、その日まで支給することとする改正案である。

施行期日は公布の日となる。

以上である。

井口理事 ただいまの説明について、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

井口理事 それでは、この件については、議員提出議案として提出したいと思うが、よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

井口理事 また、提案者は議会運営委員全員であるので、よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

井口理事 それでは、この件は議員提出議案第3号として第1回区議会定例会に提出することとし、2月17日水曜日の議会運営委員会でも説明をする。

なお、本議案の付託先は議会運営委員会になる。

《会議の傍聴について》

井口理事 続いて、持ち帰りになっていた会議の傍聴についてだが、前回各会派からさまざまな意見をいただいたが、それをもとに事務局で見直し案を作成していただいたので、まずは事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 ただいま委員長からの説明のとおり、決定を急ぐ案件であるので、事務局案を作成した。

資料4をごらんいただきたい。まず、この傍聴ルールの目的ということで3点、安全確保、円滑な運営、議場環境の保持という整理をさせていただいた。

それでは、見直しのポイントを説明する。

まず1番目、下げ札・タグ（主義・主張のある）等の携行について、これの見直し案であるが、先日も各会派からさまざまな意見を頂戴している。現状どおりとして、実際の対応方法については、他人が見て容易に理解できる大きさの文字で、内容が政治的な主義主張が記されている持ち物については、かばんに入れるなどして、ほかの傍聴者の目に触れないようにした上で入場を認めるということである。

2点目、スマートフォンやパソコン等、電子機器の持ち込み使用についてである。

見直し案としては、平成24年5月14日、議運理事会で申し合わせ事項として決めている動画同時配信許可と同様な扱いとし、議長もしくは委員長宛てにパソコン等の持込使用申請書を提出していただく。

別紙1がその申請書になる。下半分に記載してあるとおり、遵守事項として、以下の事項4点を記すこととする。

1点目が「キーボード操作音を含め、他人に迷惑をかける音を出さないこと。」、2点目「使用場所は傍聴席の範囲内とする。」、3点目「録音・撮影や外部への接続による配信を行う場合には、別途、議長、委員長あてに『撮影・録音許可』『動画同時配信許可』申請をすること。」、4点目「区役所庁舎の電源コンセントの使用は認めない。」。また、傍聴者と取材記者は同じに扱うこととする。以上の4点を遵守事項として記載するということである。

3点目の帽子の着用についてである。

見直し案は、「現状どおりとする。体調や個人的な事情で従うことができない傍聴者には、その理由を口頭で簡潔に伝えて頂く。詳細に説明を受ける必要はない。」というように、巡視に対する、また議会事務局での傍聴者の受け付けについての留意事項とする。

また、その際、体調による理由が多いわけであるが、その都度口頭で理由を伝えていただくことが必要であるが、心理的なもの、さまざまな理由もあるわけなので、その内容によっては、その都度ではなく、それぞれケースに応じての配慮が必要なことも想定されるということである。

4点目の写真撮影については、各党派とも同じような意見であったと記憶している。見直し案については、別紙の2がお手元にある。ごらんいただきたい。今までの申請書に、真ん中、太字になっている。こちらは注意事項となっているが、先ほどのパソコンと同じように遵守事項ということで、現在、1点目の撮影時のフラッシュ、ライトしか記載がないが、新たに2点についてつけ加える。1点目が「傍聴席以外の場所からは、撮影・録音をしないこと。」、2点目が「他の傍聴者の迷惑、傍聴の妨げ」、ちょっとつけ加えさせていただきたいと思うが、「傍聴の妨げや危険な方法での録音、撮影をしないこと。」具体的には、本会議場での柵を乗り越えるような撮影だとか、また委員会室で高い脚立を使用しての撮影などが想定されるものである。

以上、4点についての見直し案を提案させていただく。できたら、議会運営委員会理事会決定として申し合わせ事項に記載し、早速月曜日からの運用を考えたいところであるが、また皆様方の意見によっては、内容の再検討ということもせざるを得ないと思っている。

説明は以上である。

井口理事 ただいまの説明について、不明な点など、質問はあるか。

原田理事 下げ札・タグについては、これだと、この間もめたタグは多分だめになるのかなと思うので、認められない。

井口理事 それでは、各党派の意見を聞いていく。全体的にお願いしたいと思う。

脇坂理事 全体的にはよいかと思うが、帽子の着用についてだけ1点伺いたい。先般も理事会で少し指摘があったが、さまざまな危険があるというか、余り想定されないことではあるが、そうしたことについてはどう考えてこの案にしたのか、そこのところだけお聞かせいただけたら、私どもとしてはこの案でいいかと思っている。

議会事務局次長 帽子に関して、先日のトラブルというのは、御自身の帽子に対する思い

入れというような事例であった。そのあたりについて、御本人の意思を尊重しつつ、特に傍聴者の方に不快な感じを与えない、また傍聴の妨げにならないという範囲でお聞きする。お聞きできない場合は、協力をお願いということを再三お話しするが、そういう程度で、特に傍聴者に対する問題がなければ、それで傍聴にお入りいただくという対応を具体的に考えている。

渡辺理事 とりあえずやってみましょうというところだと思う。特に1番なんか、極端に両側に振れていたの、やれと言う人とやるなと言う人、そのままでいいのではないかと。そのままだと平行線だから、現状で行くしかないかなと。決してとんでもないことが書いてあるわけでもないの、ここら辺でとりあえずやってみて、さらに何かあればもう一回また検討していくというところでやっていかないと、多分決まっていかなと思う。その辺で、うちの会派としては、これでとりあえず進めていいと思う。

増田理事 2、3、4に関しては、この試案どおりで結構である。

1番については、前回もいろいろ申し上げたが、とりあえずこれでやってみて、また過不足あれば対応していくというところで行きたいと思った。

原田理事 2、3、4については、特に3の帽子の着用なんかについては、少し傍聴者の気持ちに沿う一定の変更になるのかなと思うので、よしとしたい。

1番は、むしろタグを認めるというか、実際に本当にあれ、入ってきたこと自体我々わからなかったわけで、むしろもめたことによって、もめているというのを我々は認識したわけで、下手にこれはだめだという方向で行ったら、警備さんが指導しなくてはいけなようなものにしておくと、またもめるなと思って。だから、そうしないほうがいいと思う。むしろ現状どおりとする。周りの人に不快な掲示はやめてくださいと一言注意をするぐらいにしておいたほうがいいのかなと思うが、どうなんでしょう。

佐々木理事 私も、とりあえずこれでやってみたらどうかと。帽子については、ヘルメットとかガスマスクとか、そういうものをつけてこられると、さすがに事務局サイドでも不審に思うでしょうから、そういう場合は適切に処理をしていけばいいかなと思う。

タグに関しては、原則だめというふうにしなとかえって混乱をしてしまうので、原則だめなほうが多分事務局サイドもやりやすいと思う。現状でも本当はだめなのだが、ただ、明確な後押しがないので、それでああいうトラブルになったが、今回逆に、議運の申し合わせの中にきちんと書かれているので、申しわけないけれども隠してくださいというような後押しがあれば、やりやすいのかなという程度だが、それでいいのではないかなと思う。

そね理事 帽子について、言いたくないということも含めてあると思うのだが、そういう

ことに対しても、すごく周りに迷惑をかけるのでなければ配慮をしていただくと理解してよければ、これでいいと思う。

下げ札やタグというのは、実際に事例があってこの話し合いになったことなので、実際にタグを規制するという方向になると思うのだが、それについてはまた問題になることもあるし、本当に気がつかない程度の小さなものなので、それで騒がせるとか人に迷惑を及ぼすとは考えられないので、やはり認める方向で行っていただければと思う。

井口理事 毎回毎回この話が、きっと2定になってもずっとこのままで行ってしまうのではないかと思うが、2、3、4は、皆さん賛成でよいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

井口理事 1 だけです。

議会事務局次長 別紙2の撮影・録音の許可、遵守事項で1点、パソコンと同じように、区役所庁舎の電源コンセントの使用は認めないというのを撮影・録音にもつけ加えたいと思う。現に本日、ビデオカメラの撮影において電源使用というのがあったので。

井口理事 結局は、お使いになってどうしたのか。

議会事務局次長 明文規定はないので、巡視のほうでお願いをした。結局、ある程度お使いになり、途中でおやめいただき、撮影をされたという状況である。

井口理事 1 番だけだが、毎回毎回この状況で行くと思うのだが……。

議会事務局次長 1 番についてちょっと補足させていただきたい。

先ほど、前回定例会で、隠す、隠さないで傍聴者の方とトラブルになって、巡視のほうでかばんに入れるというような行為が大きな一つのトラブルの原因であったので、そういうような力の行使、というのは言い過ぎだが、口頭での協力、ルールを守ってくださいというお願いにとどめ、それでも従っていただけない場合は、委員長もしくは議長の判断になるという動きをちょっと考えている。こういう案というか、つけ加えての動きのマニュアル的なものということで考えているところである。

また、大きさについて、客観的に名刺大とか字が何センチとか、そういうあたりではなく、巡視さんが見て、また事務局の職員が見て、明らかに文字が読めるということで注意ができるわけなので、近づいて字を一生懸命読もうとして注意するわけではない。普通に、巡視さん、事務局職員が目に入る大きさ、読める文言ということでの対応のルールということで考えているので、それも含めてお考えいただけたらと思う。

原田理事 この間の議論から進展がなくてちょっと残念なのだが、この間の議論では、それこそTシャツに「NO WAR」と書いてくる人とか、「ノー安保法制」とか「拉致問題解決しろ」とか書いてくる人とかいるわけだ。そういうのに対して、余りないわけ

ですよね。本当にそんなものって見分けがつかなくて、大体我々がそれで議事が滞るかといったら、そういうわけでもないし、傍聴者がそういうのがあるだけで不快過ぎてしようがないとか、はっきり言ってそういうことにもならないわけで、ちょっと過剰だと僕は思う。

僕としては、「持ち物については、他の傍聴者あるいは議事に支障のないものとする」ぐらいにしておいて、守衛さんが、これはちょっと主義主張のプラカードではないですかねと、小さな名刺大のものを指して言ったとして、そうしたら、委員長ないし議長に聞いて、どうでしょうか、委員長のほうから見て、あの名刺大のプラカードは議事進行とかに問題あるでしょうかと言って、ないと言ったらないでいいじゃないとか、そのぐらいの緩めた規定にしておかないと、かばんに入れて、他の傍聴者の目に触れるなまで書いたら、これは傍聴者に対して少し上から目線で、私は開かれた議会という感じが全くしない。

佐々木理事 実際に他の傍聴者から、不快だという話を私は聞いている。いろいろな支持者がいらっしやると思う。だから、それは小さなものだが、何人かにわたってやると、やはり何だろうということを聞いていることもあるので、内容が例えば政権批判であったらいいとか、あるいは全然違うものだったらだめだとかということなしに、多くの人に傍聴に来ていただきたいという趣旨があるので、傍聴者の隣にそういった主義主張がはっきりした人がそれを誇示するということは、傍聴者にとっても気分がいいものではないので、そういうことを配慮したら、みんな静かに聞いていただきたい。そこで、傍聴者同士が何か言い争いになることだってある。そうなれば、今度は我々の議事進行に、どうしたんだということになるので、そういう意味で、原則見えないようにしていただくというのが非常に公平だと思う。

だから、大きさがどうのこうのとか、内容がどうのこうのというような、たまたま今回は政権批判のものだったけれども、逆側だってあるわけである。そういうこともあるので、原則はきちっと決めておいたほうがいいんじゃないかなという趣旨だと思う。そうでないと事務局も非常にやりづらいと思うので、とりあえずそれでやってみて、またいろいろな意見があったら、少し緩和するのか、あるいはもっと厳しくするのか。セキュリティゲートをつくるほどのものではないと思うが、何か考えてみたらいかがか。

そね理事 不快になるかどうかという、その判断だと思うが、そのためにルールが厳格化していくというか、やはり開かれた議会ということであれば、傍聴の場所というのは主義主張がある人が多く来るところだと思う。それは誇示しているわけではなくて、ただぶら下げているだけ。

佐々木理事 誇示していますよ。

井口理事 私が個人的に心配するのは、例えば私が議員ではなくて、傍聴に行っていましたと。自民党政権を批判するというのは嫌だから、それしただけませんかと言ったら、何でしまわなきゃいけないのと、そこで口論になることを私はとても恐れている。

原田理事 レインボーバッジを胸につける人もいるし、拉致問題のあれを胸につける人もいるし、オリンピックの……

佐々木理事 たまたま安倍政治というから容認できるので、逆だったらどうするのか。

そね理事 別にヘイト的なものでなければ……。

佐々木理事 では、どこがヘイトなんだという話ですよ。

そね理事 でも、ルールを厳格化しないほうがいいというのが意見である。

井口理事 毎回毎回お話しして、どの辺かで協力していただかないと、1年も2年もかかるのではないか。

佐々木理事 ヘイトの件もそうだが、微妙なのはいっぱいある。だから、そのたびごとに委員長なり議長が、これはヘイトかなとか判断するよりも、そういうようなものに関しては一切持ち込まないでくださいとお願いしたほうが、変な判断で、いや、これはヘイトじゃないと言い切られたらおかしくなるので。Tシャツの件はあったが、そういう事例がふえてきたら、わざとTシャツで着てくる人もいるかもしれない。それが目につくようだったら、また少し皆さん、どうしようかと考えたらどうか。

渡辺理事 決まらなかつたら、現状維持ですね。

井口理事 現状維持ということになるが、よろしいか。

議会事務局長 現状ということであれば、来週の月曜からも当然想定できるが、そういう方がいたら、巡視さんが注意をする。イエローカード的なことで、レッドカードは出せないというか、ここに書いたように入場を認めないということはできないと判断して、注意はしてくれ、入場は認めないということまですると言おうと思う。

原田理事 現状でいうと、私の理解としては、名刺大のプラカードが議場に向けたアピール行動には全くなっていないと思うので、もしそういうもめごとが起こったら、私もその傍聴者に加勢して、それは認めるべきだという大きな議論になっていくんだと思う。

渡辺理事 この辺は本当に人と人の関係になってくると思う。さっき言ったように、議会側が見える、見えないとかいうよりも、傍聴席の混乱を避けるというのは、その辺は一つ考えていかななくてはならない。さっきも言ったが、たまたま安倍政権の批判があったのだが、逆にその辺の違う人があって、確信犯的に混乱させようと思って持ってくる人

だって、ひょっとしたらいるかもしれない。そういったときに、議会側というよりも、傍聴者側をそういう状況には最低限させないという我々の配慮もしていかななくてはならないと思う。

だから、原田理事が言うのもわからなくはないのだが、ただ、さっきも言ったように、議員側には全然問題ないと言うが、傍聴者側にそれが発生した場合には、当然議場の中というか、委員会室も含めて混乱が出てくるのはある。だから、たまたま今回出たが、ひょっとしたらこれまでもずっとあったのかもしれない、見落としたのかもしれないが、要するにそういう行為そのものをある程度制限していくような状況がないと、傍聴者側の混乱をどうしても招く可能性はないとは言えない。ゼロでないのであれば、最低限何かしておく必要があるのではないかなと私は思う。強制的に何かするというよりも、今理事者側で話が出たとおり、口頭注意でまずはやっていく。要するに現状維持になるが、少しルールをそういう形に運用上でやっていく。ここで決まらない以上はそれで仕方がないかなとはちょっと思うが。

原田理事 つまり、そういう人がいた場合に、守衛さんが判断するわけにいかないの、とりあえずこれはプラカードの類いだということで注意をする。注意をして、それでもかばんにしまわない人については、それ以上はその人の判断という状況でいたし方ないという状況ですかね。

議会事務局長 今の議論からいくと、来週からはそういうふうに巡視にも指示しておこうとは思う。

渡辺理事 心配なのは、だんだんそれがエスカレートして確信犯的になっていくのが心配ではある。政治的メッセージというのは、だんだんそうならざるを得ない状況にもなるわけである。これがよければこっちもいいでしょうみたいな話になってくると、次の手をまた考えなくてはならないのだが、そういう懸念もあるということも含めて、現状はそういう対応をしていかざるを得ないのかなと思う。

増田理事 今合意に至らないので、おおむね渡辺理事の方向性でよいのかなと思うが、例えば来るたびごとにタグが大きくなっていくとか文字が大きくなっていくとか、ここまでは大丈夫だろうというようなことがなきにしもあらずである。だから、そういったケースに備えて、現状は注意で、個人の自主性に委ねざるを得ないのだが、委員長なり議長が、これはちょっとでかいだろう、これは目立ち過ぎるだろうと、注意よりも要請というか、もう少し強いお願いというところを少し入れておないと、エスカレートしたとき、まあエスカレートしたときに考えればいいのかなというのはあるが、ちょっとそんなふうに今思った。

渡辺理事 これは一番大きな問題は、手をかけたというのが問題だった。手をかけさせない。注意する。守衛さんもそれで安心するわけである。今までの運営だと、出してはだめだという行動に出てしまったということなので、そこはしなくてもいいよということで、まず守衛さんのほうはいい。

大きさについては、何か少し入れておいたほうがいいと思う、はっきりとわかるように。「議場の中でそれが誇示されるような状況があれば」とか、何か一言入れて、そういうものはだめよというようなところをもし入れるのであれば、そういうふうにしておいてもいいかなと思う。それで何かあるのであれば、とりあえず現状でということ。

脇坂理事 傍聴席の場というのはニュートラルな場であるべきだと思う。だからこそ拍手もできないし、発言をすることもできない。だから、その裏わざでタグをつけていいんだという、そういう理屈ではないと思うので、そのところは、開かれた議会というようなお話も先ほども出てきたが、開かれたというのは、ニュートラルで、区政ってどういことが行われているんだろうと見に来る方もいらっしやると思うので、傍聴者同士の配慮というのはしっかりとなされるべきだということで、先ほどの渡辺理事がまとめていただいたような形で対応されるのがよろしいかと思う。

井口理事 皆さん、よろしいか。——それでは協力お願いします。

原田理事 実際はそれでいいんだと思うが、この見直し案では、現状どおりということですね。——はい。

議会事務局次長 2月2日から10日まで資料請求の受け付けを行った。合計457件の資料請求があった。なお、こちらも最終日の3日間に457件中415件殺到したという状況なので、分散するように今後協力をお願いします。

2点目である。台湾南部の地震に対する議長呼びかけの義援金であるが、31名の方々から賛同いただき、15万5,000円。予定としては、月曜日、議会開会中であるので、私が台湾代表所のほうに持参する予定である。

原田理事 義援金だが、また後で持っていっても大丈夫か。

議会事務局次長 まだ大丈夫である。

井口理事 それでは、本日の議題は以上だが、ほかに何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

井口理事 なければ、本日の議会運営委員会理事会を閉会する。

(午後 5時59分 閉会)